

証券コード 3770
発送日：2025年7月14日
電子提供措置開始日：2025年7月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目51番7号
株 式 会 社 ザ ッ パ ラ ス
代表取締役社長 溝 上 雅 俊

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年7月28日（月曜日）午後7時（必着）までに、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

本総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申しあげます。

**株主総会終了後に、同会場において事業説明会を開催いたします。
ぜひご参加くださいますようお願い申しあげます。**

【当社ウェブサイト】

<https://www.zappallas.com/ir/library/materials/>

（上記当社ウェブサイトアクセスいただき、「第26回定時株主総会 招集ご通知」を選択して、ご確認ください。）



【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（ザッパラス）又は証券コード（3770）をご入力の上検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄より、ご確認ください。）



敬 具

記

1. 日 時 2025年 7 月29日（火曜日）午前10時30分
（受付開始予定 午前10時00分）
※開催時間が前回と異なっておりますので、お間違えの無いようご注意ください。
2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
東京ミッドタウン カンファレンス R o o m 1
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 1. 第26期（2024年 5 月 1 日から2025年 4 月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（2024年 5 月 1 日から2025年 4 月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
第 1 号 議 案 剰余金の処分の件
第 2 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3 名選任の件
第 3 号 議 案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

以 上

株主様へのご案内

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎開催・運営に関して変更が生じる場合及び電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1 頁の電子提供措置をとっている各ウェブサイトでお知らせいたします。

◎本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①連結株主資本等変動計算書
- ②連結注記表
- ③株主資本等変動計算書
- ④個別注記表

議決権行使のお手続きについて

議決権行使書により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2025年7月28日（月曜日）午後7時（必着）までにご返信いただけますようお願い申し上げます。

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネット等による議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネット等による議決権行使は、2025年7月28日（月曜日）午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネット等による議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 招集にあたっての決定事項(議決権の取り扱いについて)

- (1) 議決権行使書(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (3) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

・電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

(機関投資家の皆様へ)

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

事業報告

(2024年5月1日から
2025年4月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	
売上高	4,373,725	4,317,141	△56,583	△1.3%
モバイルサービス	3,854,821	3,884,137	29,316	0.8%
海外	402,764	317,820	△84,944	△21.1%
その他	116,158	115,183	△974	△0.8%
調整（注）	△19	—	19	—
営業利益	280,400	300,003	19,603	7.0%
モバイルサービス	692,989	581,094	△111,894	△16.1%
海外	△48,163	43,843	92,007	—
その他	41,010	43,734	2,724	6.6%
調整（注）	△405,435	△368,668	36,766	—
経常利益	350,331	243,340	△106,990	△30.5%
親会社株主に帰属する 当期純利益	162,482	158,785	△3,696	△2.3%

(注) 売上高の調整額は、セグメント間の内部売上高又は振替高であります。

営業利益の調整額は、全社費用等であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当連結会計年度における当社グループは、主力事業である占いサービスの強化に努め、新規コンテンツの継続的な投入や、YouTubeを活用したプロモーションの展開などユーザーの獲得に取り組んでまいりました。

またM&Aの実施により、電話占い「ウラナ」などを譲り受け、オンライン占いサービスを中心に拡充を図りました。一方で、事業の選択と集中の観点から、米国子会社が運営していた海外占いサービスを事業譲渡いたしました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は4,317,141千円（前期比1.3%減）、営業利益は300,003千円（前期比7.0%増）、経常利益は243,340千円（前期比30.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は158,785千円（前期比2.3%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の主なものは、次のとおりであります。

モバイル及びPCコンテンツ向け自社利用ソフトウェア	30,831千円
---------------------------	----------

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社子会社のZappallas, Inc. は、2025年3月31日を効力発生日として、海外向け占いサイトを運営する海外占いサービス事業をRuling Planet Studios, LLCに事業譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の株式会社コンコースは、2025年4月1日を効力発生日として、吸収分割の方法により、株式会社エムティーアイが営んでおりました占い関連サービス事業に関する権利義務を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

項 目	第 23 期 (2022年 4 月期)	第 24 期 (2023年 4 月期)	第 25 期 (2024年 4 月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (2025年 4 月期)
売 上 高 (千円)	4,804,311	4,375,993	4,373,725	4,317,141
営業利益又は営業損失(△) (千円)	72,651	△362,742	280,400	300,003
経常利益又は経常損失(△) (千円)	212,657	△341,690	350,331	243,340
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (千円)	△8,361	△469,046	162,482	158,785
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△0.65	△36.86	13.41	13.56
総 資 産 (千円)	7,143,327	6,280,976	6,202,494	5,478,503
純 資 産 (千円)	6,520,514	5,749,152	5,677,289	4,963,920
1株当たり純資産額 (円)	508.46	473.32	472.45	553.12

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、株式会社光通信であり、同社は子会社を通じて当社の株式を間接的に5,634,200株（議決権比率62.80%）保有しています。当社と同社との間には、人材出向等に関する取引があります。

2025年4月1日に自己株式の取得を実施した結果、株主が所有する議決権数の総議決権数に対する割合が相対的に増加し、株式会社光通信が親会社に該当することとなりました。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Zappallas, Inc.	4,500千USドル	100.0%	米国における占いサイト運営等
株式会社cocoloni	100,000千円	100.0%	モバイル及びPC向け占いサービスの企画制作・開発・運営等
株式会社コンコース	30,000千円	100.0%	ISP向け占いコンテンツ、占いポータルサイト運営等

(注) 株式会社コンコースに対する当社の議決権比率は、当社の子会社である株式会社cocoloniを通じての間接所有分です。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、今後の事業成長を支える上で以下の項目を重要な経営課題として認識しており、積極的かつ迅速に対処してまいります。

① 占い顧客基盤の拡大・強化

当社グループの主力サービスである占いにおきましては、潜在的な占いのニーズを引き出す新たな形の占いサービスを提供するとともに、よりパーソナルな対応を可能にするコンテンツ・サービスを拡充させてまいります。これにより、ユーザー層の拡大を図るとともに、占い顧客基盤を中核としたCRM(注)を絶えず強化していくことにより、当社グループの収益の拡大と持続的な成長をめざしてまいります。

(注) Customer Relationship Managementのこと。

② サービスの提供・集客手法の多様化

当社グループの主力サービスは占いですが、多様化する市場に対応し、新規ユーザーを獲得していくため、サービスの提供・集客手法を再構築していくことが不可欠であると考えております。

既存のデジタルコンテンツの他にも、電話占いやチャット占い、対面占いなど新たな顧客体験を提供し、潜在ユーザー層の拡大並びに占いコンテンツファンの創出に継続的に取り組んでまいります。

③ 新技術への対応

当社グループが属するモバイルインターネット業界は、新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いでおり、非常に変化の激しい業界となっております。当社グループが今後もユーザーにとって魅力的なサービスを提供し続けるためには、これら新技術を取り入れ、新しいサービスを迅速に展開していくことが重要であると認識しており、引き続き人材面での強化を図ると共に新技術を持つ企業との提携・協業なども視野に入れてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年4月30日現在）

当社グループは、当社及び当社の連結子会社3社、非連結子会社1社で構成されており、モバイルサービス事業、海外事業及びその他の事業を展開しております。

事業区分	主 要 内 容
モバイルサービス事業	モバイル・PC向け占いデジタルコンテンツの企画制作・開発・運営並びに、電話・チャット占い、対面占い等の占い関連サービスの他、各種モバイル関連サービスの提供、これらに付随する広告配信
海外事業	米国におけるモバイルやインターネット回線を介した、占いコンテンツ等の提供及び広告配信
その他の事業	法人向け占いASPサービスの提供等

(6) 主要な拠点等（2025年4月30日現在）

当 社	本社：東京都渋谷区
Zappallas, Inc.	本社：米国オレゴン州
株式会社cocoloni	本社：東京都渋谷区
株式会社コンコース	本社：東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2025年4月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメント区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
モバイルサービス事業	69 (8) 名	－ (3) 名
海外事業	0 (－) 名	△8 (－) 名
その他の事業	4 (－) 名	－ (－) 名
全社（共通）	14 (5) 名	△3 (－) 名
合計	87 (13) 名	△11 (3) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、使用人兼務取締役及び退職者を含めておりません。また、臨時雇用者数は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。
3. 臨時雇用者にはアルバイトを含み、派遣社員は除いております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14 (5) 名	1 (－) 名	40.4歳	8.0年

- (注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト等の臨時雇用者数は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年4月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年4月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
 ② 発行済株式の総数 8,974,397株（自己株式1,764,603株を除く。）

(注) 2025年4月11日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて2,912,000株減少しております。

- ③ 株主数 3,651名
 ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
光 通 信 株 式 会 社	1,729,300株	19.27%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	1,342,800	14.96
株 式 会 社 エ ス ア イ エ ル	1,281,000	14.27
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 3	1,281,000	14.27
二 反 田 静 太 郎	213,600	2.38
竹 林 嘉 浩	135,200	1.51
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. S I N G A P O R E C L I E N T S	130,000	1.45
N O M U R A P B N O M I N E E S L I M I T E D O M N I B U S - M A R G I N (C A S H P B)	109,300	1.22
内 藤 征 吾	75,900	0.85
金 田 真 吾	71,500	0.80

(注) 1. 当社は、自己株式を1,764,603株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
 当事業年度中に職務の執行の対価として交付された株式はありません。

なお、当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「(3) 会社役員に関する事項 ④ 取締役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年3月31日開催の取締役会決議により、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得し、取得した自己株式の全株式数を同法第178条の規定に基づき消却を行いました。

・取得した株式の種類	普通株式
・取得した株式の総数	2,912,000株
・株式の取得価額の総額	1,033,760,000円
・取得日	2025年4月1日
・消却日	2025年4月11日

(2) **新株予約権等の状況**（2025年4月30日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2025年4月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	溝 上 雅 俊	占い関連サービス担当 株式会社cocoloni 代表取締役
取 締 役	小 林 真 人	なし
取 締 役	永 井 裕 恭	経営管理・資産管理担当 株式会社光通信 投資マネジメント部 課長
取 締 役 (常勤監査等委員)	市 川 雅 彦	監査等委員会委員長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	柴 田 亮	株式会社光通信 財務企画部長 兼 M&A本部財務担当 INEST株式会社 取締役 監査等委員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	竹 中 由 重	馬車道法律事務所 弁護士 INEST株式会社 社外取締役 監査等委員 シナネンホールディングス株式会社 社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）市川雅彦氏及び竹中由重氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）柴田亮氏は、上場会社の財務部門において、長年にわたり業務に携わっており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために市川雅彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）市川雅彦氏及び竹中由重氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けており、当社は各非業務執行取締役との間に、かかる契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

当社並びに当社グループの子会社である株式会社cocoloni及び株式会社コンコースの取締役(監査等委員含む。)、及び執行役員

ロ．当該保険契約の内容の概要

被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うときに、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害、又は、当該請求がなされるおそれがある状況が生ずることによって、対象役員がこれに対応するために要する費用を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、契約期間は1年間です。

ハ．当該保険契約により役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

対象役員の犯罪行為、又は違法であることを認識しながら行なった行為や、対象役員が行なったインサイダー取引に起因する損害賠償請求等の公序良俗に反する一定の行為を当該保険契約の免責事項としております。

④ 取締役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当社取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会の答申の内容を尊重して決定していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、業務遂行の対価としての固定報酬、及び非金銭報酬として当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と株主利益との連動を目的とした株式報酬によって構成され、社外取締役の報酬は業務遂行の対価としての固定報酬のみによって構成されております。

固定報酬は、在任中に月額定額で金銭報酬を支払うものとし、その算定方法は、各役員の役割責任の大きさ、他社の報酬水準を参考に作成した役員報酬テーブルに基づき決定しております。

非金銭報酬は、取締役就任後、定時株主総会後の一定の時期に当社取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資することの対価として譲渡制限付株式の形で付与するものとし、その内容は、当社取締役会が定めた譲渡制限期間中、継続して、当社取締役その他当社取締役会で定めた地位にあること（これに加えて、当社取締役会が定める一定の業績等の目標

を解除条件とした場合は当該目標の達成)を条件として、譲渡制限を解除するものであります。譲渡制限付株式報酬の付与数の算定については、固定報酬額を算定の基礎とし、各役員の職責の大きさや他社の報酬水準を考慮して当社取締役会が決定した割合で乗じた金銭債権報酬額で払込みができる数とします。譲渡制限期間、解除条件については、当社の業績や経営内容、対象取締役の職責の大きさ、社会情勢等を総合的に考慮して決定いたします。

当社の取締役会は、役員報酬等の額及びその算定方法に関して客観性と透明性を高めるため、委員会の過半数を社外取締役とする指名報酬委員会に原案を諮問して答申を得るものとし、当該答申の内容に従い個別支給額を決定します。指名報酬委員会は、各役員の報酬額及び種類ごとの構成割合について、各取締役の役割責任の大きさを考慮し、同業種又は同規模他企業の報酬水準等を参考に、中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるという観点で、取締役会に対して答申を行っております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	報酬等の種類別総額	
			金銭報酬 (固定報酬)	非金銭報酬 (譲渡制限付株式報酬)
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3 名 （―）	30,407千円 （―）	28,244千円 （―）	2,162千円 （―）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 名 （3 名）	13,200千円 （13,150千円）	13,200千円 （13,150千円）	—

- （注） 1．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年7月26日開催の第18回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。また、2021年7月28日開催の第22回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬を金銭債権とし、その総額を年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。
- 2．監査等委員の報酬限度額は、2017年7月26日開催の第18回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名です。
- 3．非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式であり、その交付状況は事業報告「(1) 株式の状況 ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・2025年4月1日をもって社外役員ではなくなりました取締役（監査等委員）柴田亮氏は、株式会社光通信の業務執行者であります。なお、株式会社光通信は当社の親会社であります。
- ・取締役（監査等委員）竹中由重氏は、馬車道法律事務所所属の弁護士であります。なお、当社と馬車道法律事務所との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）竹中由重氏は、シナネンホールディングス株式会社の監査等委員である社外取締役であります。なお、当社とシナネンホールディングス株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）柴田亮氏及び竹中由重氏は、それぞれINEST株式会社の監査等委員である取締役及び監査等委員である社外取締役であります。なお、当社とINEST株式会社との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
市 川 雅 彦	社外取締役 (常勤監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、また、監査等委員会の委員長に就任し、当事業年度に開催された監査等委員会12回全てに出席し、長年の上場会社管理部門におけるキャリアにより培われた組織マネジメントに関する経験、及びコンプライアンスに関する知見から、当社のコーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制への充実に向けて有用な発言を行っております。また、監査等委員である取締役に就任以降、指名報酬委員会の委員長に就任し、当事業年度に1回開催された指名報酬委員会に出席し、独立した客観的立場から監視、助言を行いました。
柴 田 亮	社外取締役 (監査等委員)	2025年4月1日までの社外取締役としての在任期間中に開催された取締役会14回全てに出席し、また、同期間中に開催された監査等委員会11回全てに出席し、他社複数社において監査役や監査等委員を歴任した経験によって培われた企業監査の知見及び長年にわたり上場会社の財務部門で業務に携わってきた財務に関する経験から、当社の監査体制の強化に向けて、また、当社の財務・会計に関する分野において有用な発言を適宜行っております。また、監査等委員である取締役に就任以降、指名報酬委員に就任し、当事業年度に1回開催された指名報酬委員会に出席し、独立した客観的立場から監視、助言を行いました。
竹 中 由 重	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会12回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験・見地から、主に当社の経営上の法務分野に関する有益な発言を適宜行っております。また、監査等委員である取締役に就任以降、指名報酬委員に就任し、当事業年度に1回開催された指名報酬委員会に出席し、独立した客観的立場から監視、助言を行いました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど会計監査人として適当でないと判断される場合その他必要がある場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

ハ．処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

(5) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制については、以下のように整備・運用しております。

① 当社並びに当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ．当社は、当社グループの取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、企業理念、企業行動憲章及び諸規程・マニュアルを制定の上コンプライアンス管理体制を整備し、横断的な統括としてコンプライアンス管理責任者を任命してコンプライアンス・プログラムを運用、その結果については、代表取締役、コンプライアンス管理責任者等をメンバーとし、監査等委員等をオブザーバーとするコンプライアンス委員会を開催し（当年度は4回）、運用の確認と問題があればその対応策について協議しております。また、コンプライアンス教育・研修等を毎年実施してコンプライアンスを周知徹底し、その維持・強化を図っております。
- ロ．当社グループの違反行為を直接通報できる倫理ヘルプラインを設置・運営しております。
- ハ．当社は、代表取締役直轄の内部監査室を設置し当社グループの内部統制の監査を行っております。

② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社は、文書保存管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的記録媒体に記録・保存し管理しており、当社の取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書を閲覧できます。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ．当社グループの業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、当社のコンプライアンス管理責任者がリスク管理責任者として、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理しております。
- ロ．当社グループの経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、当社代表取締役を本部長とした対策本部を設置し、当社グループの損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努めております。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社グループの取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図っております。
- ロ. 当社グループは、定例の取締役会を原則として月 1 回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の報告等を行っております。
- ハ. 当社グループの業務執行に当たっては、職務分掌規程及び職務権限規程において各人の責任と権限を定めております。

⑤ 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、当社グループ関係会社管理規程を定め、コンプライアンス行動憲章並びにコンプライアンス・プログラムを共通のものとした内部統制を構築し、情報の共有化、指示・要請の効率的な伝達を図り営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付けております。
- ロ. 当社取締役及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正性を確保するための内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有しております。
- ハ. 当社の内部監査室は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社監査等委員会、各部門及びグループ各社の責任者に報告するとともに、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行っております。

⑥ 財務報告に係る内部統制に関する体制

- イ. 当社は、信頼性のある財務報告を作成することが極めて重要であることを認識し、財務報告の信頼性及び実効性を確保するためあらゆる機会を捉えて周知徹底を図っております。
- ロ. 財務報告の作成過程においては虚偽記載及び誤謬等が生じないように I T 統制を含め実効性のある統制環境体制を構築し運用しております。

- ⑦ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査等委員会の職務を補助する組織を内部監査室としております。
- ロ. 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び他の使用人の指揮命令は受けず、監査等委員会の監査業務をサポートしております。
- ハ. 当社は、内部規程において、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員会の指揮命令権、及び、当該使用人の社内処分に対する同意権を明記しております。
- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 当社グループの取締役は、取締役会及びその他重要会議にて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反等、コンプライアンス上重要な事項を報告しております。
- ロ. 当社グループの使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告しております。
- ハ. 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底しております。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会は、いつでも必要に応じて当社グループ取締役及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施するとともに、当社代表取締役、内部監査室及び監査法人それぞれとの間で定期的な会合・意見交換会を開催しております。
- ロ. 監査等委員会が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに費用の支払いを行っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社の取締役会は、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われる場合において、その受入れの可否は最終的には株主の皆様のご判断に委ねるべきものと認識しております。また、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得や買収提案の中には、その目的等からみて対象企業の企業価値や株主共同の利益を損なうおそれのあるものも見受けられ、そのような株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案は不適切であると当社は考えます。

現在のところ、当社としては買収防衛策等の具体的な取組みをあらかじめ定めるものではありません。

ただし、株主から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案に際しては、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

具体的には、株式大量取得者との交渉や社外の専門家を交えての当該買収提案の評価を行い、当該買付行為（又は買収提案）が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない場合には、当社は具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題として認識しており、財務体質の強化と積極的な事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施していくことを基本方針としております。

当社は、期末の年1回において、剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、毎年10月31日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当連結会計年度は、1株当たり5円の期末配当を予定しております。この結果、当連結会計年度の配当性向は36.9%となります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,173,231	流 動 負 債	400,244
現 金 及 び 預 金	1,375,785	買 掛 金	154,437
売 掛 金	466,368	未 払 金	168,124
有 価 証 券	200,000	未 払 法 人 税 等	29,832
未 収 還 付 法 人 税 等	244	契 約 負 債	4,021
そ の 他 の 流 動 資 産	133,856	そ の 他 の 流 動 負 債	43,828
貸 倒 引 当 金	△3,023	固 定 負 債	114,338
固 定 資 産	3,305,271	繰 延 税 金 負 債	109,113
有 形 固 定 資 産	55,756	資 産 除 去 債 務	5,225
建 物 附 属 設 備	30,138	負 債 合 計	514,583
工 具、器 具 及 び 備 品	15,708	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	9,910	株 主 資 本	4,652,277
無 形 固 定 資 産	85,199	資 本 金	1,476,343
ソ フ ト ウ エ ア	32,042	資 本 剰 余 金	1,401,720
の れ ん	49,185	利 益 剰 余 金	2,789,708
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3,972	自 己 株 式	△1,015,495
投 資 そ の 他 の 資 産	3,164,315	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	311,643
投 資 有 価 証 券	2,876,468	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	233,648
繰 延 税 金 資 産	31,800	為 替 換 算 調 整 勘 定	77,994
そ の 他 の 投 資	256,046	純 資 産 合 計	4,963,920
資 産 合 計	5,478,503	負 債 純 資 産 合 計	5,478,503

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（ 2024年5月1日から
2025年4月30日まで ）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	4,317,141
売 上 原 価	1,293,711
売 上 総 利 益	3,023,429
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,723,425
営 業 利 益	300,003
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	16,342
受 取 配 当 金	13,893
事 業 譲 渡 益	13,433
そ の 他	6,171
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	317
為 替 差 損	89,142
自 己 株 式 取 得 費 用	8,144
そ の 他	8,900
経 常 利 益	243,340
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	243,340
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	69,429
法 人 税 等 調 整 額	84,554
当 期 純 利 益	158,785
親会社株主に帰属する当期純利益	158,785

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 6 月25日

株式会社ザッパラス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 松 亮 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 瀬 朋 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ザッパラスの2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ザッパラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,201,042	流 動 負 債	103,789
現 金 及 び 預 金	779,352	未 払 金	83,770
売 掛 金	683	未 払 費 用	3,058
有 価 証 券	200,000	未 払 法 人 税 等	11,247
前 払 費 用	35,381	預 り 金	1,898
そ の 他 の 流 動 資 産	185,624	そ の 他 の 流 動 負 債	3,814
固 定 資 産	3,857,334	固 定 負 債	111,304
有 形 固 定 資 産	29,414	繰 延 税 金 負 債	111,304
建 物 附 属 設 備	11,532	負 債 合 計	215,094
工 具、器 具 及 び 備 品	7,972	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	9,910	株 主 資 本	4,609,633
無 形 固 定 資 産	107	資 本 金	1,476,343
ソ フ ト ウ ェ ア	91	資 本 剰 余 金	1,401,718
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	16	資 本 準 備 金	1,401,718
投 資 そ の 他 の 資 産	3,827,811	利 益 剰 余 金	2,747,066
投 資 有 価 証 券	2,876,318	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,747,066
関 係 会 社 株 式	736,896	繰 越 利 益 剰 余 金	2,747,066
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	414,943	自 己 株 式	△1,015,495
長 期 前 払 費 用	3,974	評 価 ・ 換 算 差 額 等	233,648
差 入 保 証 金	9,622	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	233,648
そ の 他 の 投 資	201,000	純 資 産 合 計	4,843,282
貸 倒 引 当 金	△414,943	負 債 純 資 産 合 計	5,058,376
資 産 合 計	5,058,376		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年5月1日から
2025年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		563,615
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		563,615
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		343,563
営 業 利 益		220,052
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17,480	
有 価 証 券 利 息	489	
受 取 配 当 金	13,893	
関係会社貸倒引当金戻入額	41,765	
そ の 他	2,061	75,690
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	88,514	
自 己 株 式 取 得 費 用	8,144	
そ の 他	5,054	101,714
経 常 利 益		194,028
税 引 前 当 期 純 利 益		194,028
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△41,520	
法 人 税 等 調 整 額	5,995	△35,525
当 期 純 利 益		229,554

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 6 月25日

株式会社ザッパラス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 亮 一
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 中 瀬 朋 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ザッパラスの2024年 5 月 1 日から2025年 4 月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年 6 月25日

株式会社ザッパラス 監査等委員会

常勤監査等委員 市 川 雅 彦

監査等委員 柴 田 亮

監査等委員 竹 中 由 重

(注) 常勤監査等委員市川雅彦及び監査等委員竹中由重は、会社法第2条第15号及び会社法第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円
総額は 44,871,985円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年7月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）３名全員は、本総会終結の時をもって任期満了になります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会は、当社の取締役の選任について、指名報酬委員会での審議を経て取締役会で決定されており、当委員会での審議の結果、候補者及びその選任プロセスは妥当であると判断いたしました。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	みぞがみまさとし 溝上雅俊 (1983年11月18日生)	2006年4月 株式会社ベンチャー・オンライン 入社 2008年5月 株式会社ガネット 入社 2009年10月 当社 入社 2017年8月 当社 執行役員 2018年9月 株式会社cocoloni 取締役 2019年12月 株式会社コンコース 代表取締役 2020年7月 当社 取締役 占い関連サービス担当(現任) 2020年12月 株式会社Luck Out 取締役 2021年7月 株式会社cocoloni 代表取締役(現任) 2023年7月 当社 代表取締役社長(現任)	11,758株
		(重要な兼職の状況) 株式会社cocoloni 代表取締役	
	【選任理由】 溝上雅俊氏は長年当事業部門の責任者を歴任し、当社グループのコア事業に実務面からも深く精通しております。同氏の豊富な業務経験と広い見識を活かしていくことが当社の事業執行に不可欠であり、同時に当社グループの代表取締役に歴任したことによる経営者としての経験が企業価値の向上に資するものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。		

候補者 番 号	ふ 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	なが 永 井 裕 やす 恭 (1996年11月7日生)	2022年4月 株式会社光通信 入社 2024年7月 当社 取締役 経営管理・資産管理担当 (現任) 2024年10月 株式会社光通信 投資マネジメント部 課長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社光通信 投資マネジメント部 課長	一株
		【選任理由】 永井裕恭氏は財務に関する知見及び経営管理に関する知見を有しており、それらの知見を当社の経営管理実務及び資産管理実務、並びに取締役会の意思決定に活かしていただくことが、当社の経営の安定を図り継続的な企業価値向上に寄与すると判断したことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。	
3	おお 大 田 太 佳 生 (1974年3月21日生) ※新任	2004年10月 当社 入社 2024年6月 当社 管理グループ 執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) なし	一株
		【選任理由】 大田太佳生氏は、財務会計に関する深い知見を有しており、あわせて長年当社の財務実務を支えてきた経験と実績を有しております。同氏の知見及び経験を当社の経営管理実務及び当社取締役会の意思決定に活かしていただくことが、当社の経営の安定を図り継続的な企業価値向上に寄与すると判断し、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 溝上雅俊氏及び大田太佳生氏と当社の間に、特別の利害関係はありません。
2. 永井裕恭氏は、当社の親会社である株式会社光通信の業務執行者であります。同氏の現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。なお、当社と本社との間には、人材出向等に関する取引があります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「2. 会社の現況 (3) 会社役員に関する事項 ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者は、現在当該保険契約の被保険者となっており、本議案が原案どおり承認され取締役に就任しますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約は、任期中の契約期間満了時においても同内容での再締結を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	い ち ら かわ まさ ひこ 市 川 雅 彦 (1957年9月19日生)	1981年4月 株式会社日立製作所 入社 2008年10月 日立ビジネスソリューション株式会社 入社 2010年6月 同社 取締役 2015年1月 株式会社日立ソリューションズ・クリエイト 執行役員 2016年4月 株式会社日立ソリューションズ・サービス 取締役 2018年6月 株式会社日立ソリューションズ・クリエイト 常勤監査役 2023年7月 当社 社外取締役 常勤監査等委員 監査等委員会委員長（現任） (重要な兼職の状況) なし	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】 市川雅彦氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の上場会社管理部門におけるキャリアにより培われた組織マネジメントに関する経験、及びコンプライアンスに関する知見を、当社コーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制に活かしていただくためです。同氏が選任された場合は、指名報酬委員会の委員長として当社の取締役候補者の選定及び役員報酬の決定に対し、独立した客観的立場で関与いただくとともに、上記理由から社外取締役として取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
2	しば た りょう 柴 田 亮 (1988年4月26日生)	2014年4月 株式会社光通信 入社 2019年2月 株式会社アクトコール 取締役 監査等委員 2020年4月 株式会社光通信 財務本部財務企画部長 2021年4月 株式会社シック・ホールディングス 取締役 監査等委員 2021年4月 株式会社コア・コンサルティング・グループ 取締役 (現任) 2021年6月 株式会社DREAMBEER 監査役 (現任) 2021年6月 INEST株式会社 (現INT株式会社) 取締役 監査等委員 2022年7月 株式会社シック・ホールディングス 監査役 (現任) 2022年10月 INEST株式会社 取締役 監査等委員 (現任) 2023年7月 当社 社外取締役 監査等委員 2025年1月 株式会社FUJI PREMIUM BREWING 監査役 (現任) 2025年4月 株式会社光通信 財務企画部長 兼 M&A本部財務担当 (現任) 2025年4月 当社 取締役 監査等委員 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社光通信 財務企画部長 兼 M&A本部財務担当 INEST株式会社 取締役 監査等委員	一株
【選任理由】 柴田亮氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、他社複数社において監査役や監査等委員を歴任した経験によって培われた企業監査の知見及び長年にわたり上場会社の財務部門で業務に携わってきた財務に関する経験を有していることから、その知識及び経験を生かして監視、助言をいただき、当社のコーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制に活かしていただくためであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
3	たけ なか よし しげ 竹 中 由 重 (1980年 7 月31日生)	2010年12月 馬車道法律事務所 入所（現任） 2016年 6 月 INEST株式会社（現INT株式会社） 社外監査役 2016年 6 月 特定非営利法人 MitoProject 監事（現任） 2018年11月 神奈川県保険医協会指導監査対策委員会委員（現任） 2020年 6 月 INEST株式会社（現INT株式会社） 社外取締役 2021年 6 月 同社 社外取締役 監査等委員 2022年10月 INEST株式会社 社外取締役 監査等委員（現任） 2023年 7 月 当社 社外取締役 監査等委員（現任） 2024年 6 月 シナネンホールディングス株式会社 社外取締役 監査等委員（現任） （重要な兼職の状況） 馬車道法律事務所 弁護士 INEST株式会社 社外取締役 監査等委員 シナネンホールディングス株式会社 社外取締役 監査等委員	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】 竹中由重氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が弁護士として法令に関する深い知見を有しており、その知見を当社経営上の法務面に関するコーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制に活かしていただくためです。同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の取締役候補者の選定及び役員報酬の決定に対し、独立した客観的立場で関与いただくとともに、上記理由から社外取締役として取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。なお、同氏は社外取締役になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記のとおり法令に関する深い知見と他社社外取締役を歴任した経験から、当社社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 市川雅彦氏及び竹中由重氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柴田亮氏は、当社の親会社である株式会社光通信の業務執行者であります。同氏の現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。なお、当社と同社との間には、人材出向等に関する取引があります。
3. 市川雅彦氏及び竹中由重氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は両氏を独立役員とする予定です。
4. 市川雅彦氏及び竹中由重氏は現在当社の社外取締役であります。当社の社外取締役に就任以来、それぞれの在任期間は、本総会終結の時をもって市川雅彦氏及び竹中由重氏のいずれも2年となります。
5. 当社は、市川雅彦氏、柴田亮氏及び竹中由重氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が原案どおり承認された場合は、3氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の「2. 会社の現況 (3) 会社役員に関する事項 ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。市川雅彦氏、柴田亮氏及び竹中由重氏は、現在当該保険契約の被保険者となっており、本議案が原案どおり承認可決され監査等委員である取締役に就任しますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることになります。なお、当該保険契約は、任期中の契約期間満了時においても同内容での再締結を予定しております。

【ご参考】

取締役候補者の専門性と経験

- ・取締役候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名	当社における 現在の地位	属 性	専 門 性 と 経 験					
				企業経営	財務・会計・ ファイナンス	法務・リスク マネジメント	業界 経験	国際 ビジネス	マーケ ティング
1	みぞ がみ まさ とし 溝 上 雅 俊	代表取締役社長	【再任】	○			○		○
2	なが い ひろ やす 永 井 裕 恭	取 締 役	【再任】		○				
3	おお た た か お 大 田 太 佳 生	執行役員	【新任】		○		○		

【新任】新任候補者

【再任】再任候補者

- ・監査等委員である取締役候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

監査等委員である取締役一覧

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名	当社における 現在の地位	属 性	専 門 性 と 経 験					
				企業経営	財務・会計・ ファイナンス	法務・リスク マネジメント	業界 経験	国際 ビジネス	マーケ ティング
1	いち かわ まさ ひこ 市 川 雅 彦	監査等委員 である取締役 監査等委員会 委 員 長	【社外】 【独立】 【再任】	○		○	○		
2	しば た りょう 柴 田 亮	監査等委員 で あ る 取 締 役	【再任】		○	○			
3	たけ なか よし しげ 竹 中 由 重	監査等委員 で あ る 取 締 役	【社外】 【独立】 【再任】			○			

【社外】社外取締役候補者

【独立】独立役員候補者

【再任】再任候補者

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区赤坂九丁目7番1号

東京ミッドタウン カンファレンス Room 1

(ミッドタウン・タワー4階)



最寄駅 六本木駅	都営大江戸線	: 8番出口より直結
	東京メトロ日比谷線	: 4 a 出口側から地下通路を 経由し、8番出口より直結
乃木坂駅	東京メトロ千代田線	: 3番出口より徒歩約3分
六本木一丁目駅	東京メトロ南北線	: 1番出口より徒歩約10分

◎お車でのご来場は、道路渋滞の可能性がございますので、遠慮願います。

◎ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。

◎当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。